

## 第76回 制度政策委員会 議事次第

日本商品先物振興協会

日 時 平成20年10月16日(木) 14:30～

場 所 先物協会会議室

議 題 1. 委託者情報照会制度(案)について  
2. その他

以 上

## 委託者情報照会制度 実施要領(案)

### 1. 制度の趣旨

商品先物取引により生じた損金又は委託手数料を弁済しない委託者からの受託を行わないため、当該委託者に係る情報を商品取引員間で共同利用し、もって商品市場における取引の公正確保に資する。

### 2. 共同利用する者の範囲

本制度における共同利用に賛同する商品取引員とする。

### 3. 本制度に登録する損金等未払委託者の基準

本制度に登録する委託者は、損金又は委託手数料を商品取引員が指定する日時までに弁済しなかった者とする。

なお、受託契約準則の規定により、預り証拠金等による債務の弁済充当手続きを行なっている間は登録を行なわないものとする。

\*当初は、その非対面性から発生が懸念される電子取引における損金等未払委託者を登録対象として検討を着手したが、同一委託者で対面取引と電子取引を併用する場合、その区分が困難であるため、電子取引に限定しないこととした。

### 4. 本制度に係る委託者への事前通知

以下のいずれかの方法により委託者に通知するとともに、ホームページ等において「本人が容易に知りうる状態」におくものとする。

#### (1) 新規顧客

- ① 受託契約締結前に、電子取引に係る契約約款と併せてホームページ上に表示し、「確認」ボタンのクリックを求める。
- ② 受託契約締結前に共同利用を行なう旨の通知書を交付する。
- ③ 損金等の請求時に共同利用を行なう旨の通知を送付、又は電子メールで送信する。

#### (2) 既存委託者

- ① 共同利用を行なう旨の通知を全既存委託者あてに送付、又は電子メールで送信する。
- ② 損金等の請求時に共同利用を行なう旨の通知を送付、又は電子メールで送信する。

[共同利用に関する通知の記載（表示）例]

当社は、お客様が当社に委託した商品先物取引によって生じた売買損金又は委託手数料などを、当社が指定する期日までにお支払いいただけない場合には、下記によりお客様の個人データを共同利用させていただくことがあります。

記

1. 共同利用する個人データの項目

①氏名、②生年月日（お客様が法人の場合は、代表者の氏名、生年月日）、③住所又は所在地、④未払金発生日、⑤弁済（完済）日、⑥債務消滅事由（破産等）

2. 登録期間

弁済が完了するまでの期間及び完了後1年間（債務消滅の場合消滅後〇年間）

3. 共同利用者の範囲

商品先物取引委託者信用情報センター（仮称）の会員である商品取引員

4. 利用目的

商品先物取引委託者信用情報センター（仮称）会員における、適合性の原則に照らしたお客様との商品先物取引の受託契約締結の妥当性を判断するため

5. 個人データの管理責任者の名称

商品先物取引委託者信用情報センター（仮称）

5. 登録項目

(1) 本人情報

[個人の場合]

①氏名（漢字）、②氏名（カナ）、③生年月日、④登録時住所、⑤変更後住所、

[法人の場合]

①法人名（漢字）、②法人名（カナ）、③代表者氏名（漢字）、④代表者氏名（カナ）、⑤法人の所在地

(2) 取引情報

①受託会員名、②未収金発生日、③弁済（完済）が行われた日、④委託者の債務消滅事由（破産等）

6. 登録日

各社の定めた日に登録を行なうものとする。

（発生の都度の登録を必要とせず、各社で定めた毎月の一定日に登録する。）

例：1日～10日に発生したものは15日登録

11日～20日に発生したものは25日登録

21日～末日に発生したものは5日登録 等

## 7. 登録情報の訂正・削除

### (1) 登録情報の訂正

本人から登録情報の訂正、追加又は削除（以下、「訂正等」という。）が求められたときは、当該情報の登録を行った会員が必要な調査を行い、その結果に基づき必要がある場合は訂正等を行う。

### (2) 登録情報の削除

以下に該当するときは、登録情報を削除する。（①、②及び③については会員が、④及び⑤についてはセンターが削除を行なう。）

- ① 弁済（完済）日から1年を経過したとき
- ② 本人が死亡したとき
- ③ 委託者の債務が消滅したときから7年を経過したとき
- ④ 商品先物取引委託者信用情報センターの会員が、同センターを脱退したとき
- ⑤ 商品先物取引委託者信用情報センターの会員が商品取引員でなくなったとき

## 8. システム費用

初期開発費用		3,250,000 円
ランニング費用	月額	200,000 円

## 9. 今後の検討課題

### (1) システム費用の会員負担方法

中途加入、脱退等により利用取引員数に増減があった場合の初期開発費用及びランニング費用の分担額の調整

### (2) 委託者本人等からの開示請求に係る対応

- ① 請求手続き（請求方法・本人確認書類・代理権を証する書面等）
- ② 手数料の額

### (3) 商品先物取引委託者信用情報センターの設置機関

個人情報管理責任者であり、委託者本人等からの開示請求の対応窓口となる。

以 上

日本商品先物振興協会  
取引所・団体等機能強化検討部会

（平成20年10月2日）

座長 岡地和道（岡地(株) 取締役社長）  
委員 河島毅（日本ユニコム(株) 取締役社長）  
委員 車田直昭（ドットコモディティ(株) 取締役会長）  
委員 多々良實夫（豊商事(株) 取締役会長）  
委員 福田良一（三菱商事フューチャーズ証券(株) 取締役社長）  
委員 松井政彦（岡藤商事(株) 取締役）  
委員 水野慎次郎（カネツ商事(株) 常務取締役）  
委員 森辰郎（エース交易(株) 取締役社長）

計 8名

[オブザーバー]

先物協会会長 加藤雅一（岡藤商事(株) 取締役会長）  
日商協副会長 二家勝明（日本ユニコム(株) 取締役会長）

計 2名